

堺市公報 第88号	令和元年9月20日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市手数料条例施行規則の一部を改正する規則 【建築都市局住宅部住宅まちづくり課】	2
<告示>	
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	3
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定共生型障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	11
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	11
<公告>	
○堺市立のびやか健康館の利用料金について	

【環境局環境事業部環境事業管理課】	12
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局商工労働部商業流通課】	15
○堺市立勤労者総合福祉センターの利用料金について	
【産業振興局商工労働部雇用推進課】	17
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	21
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部施設課】	25
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部施設課】	26
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部施設課】	27
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	28
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	29
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	29
<教育委員会規則>	
○堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則の一部を改正 する規則	
【教育委員会事務局総務部学務課】	30

規 則

堺市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第63号

堺市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

堺市手数料条例施行規則（平成12年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号の表、第6条第5項第2号の表及び第6条の2第9項第2号の表中「95,800円」を「97,600円」に、「126,500円」を「128,800円」に、「108,100円」を「110,100円」に、「151,200円」を「154,000円」に、「120,500円」を「122,800円」に、「175,800円」を「179,100円」に、「132,800円」を「135,300円」に、「200,600円」を「204,300円」に、「150,800円」を「153,600円」に、「239,700円」を「244,100円」に、「190,100円」を「193,600円」に、「318,300円」を「324,200円」に、「321,400円」を「327,400円」に、「584,600円」を「595,400円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

告 示

堺市告示第345号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月20日

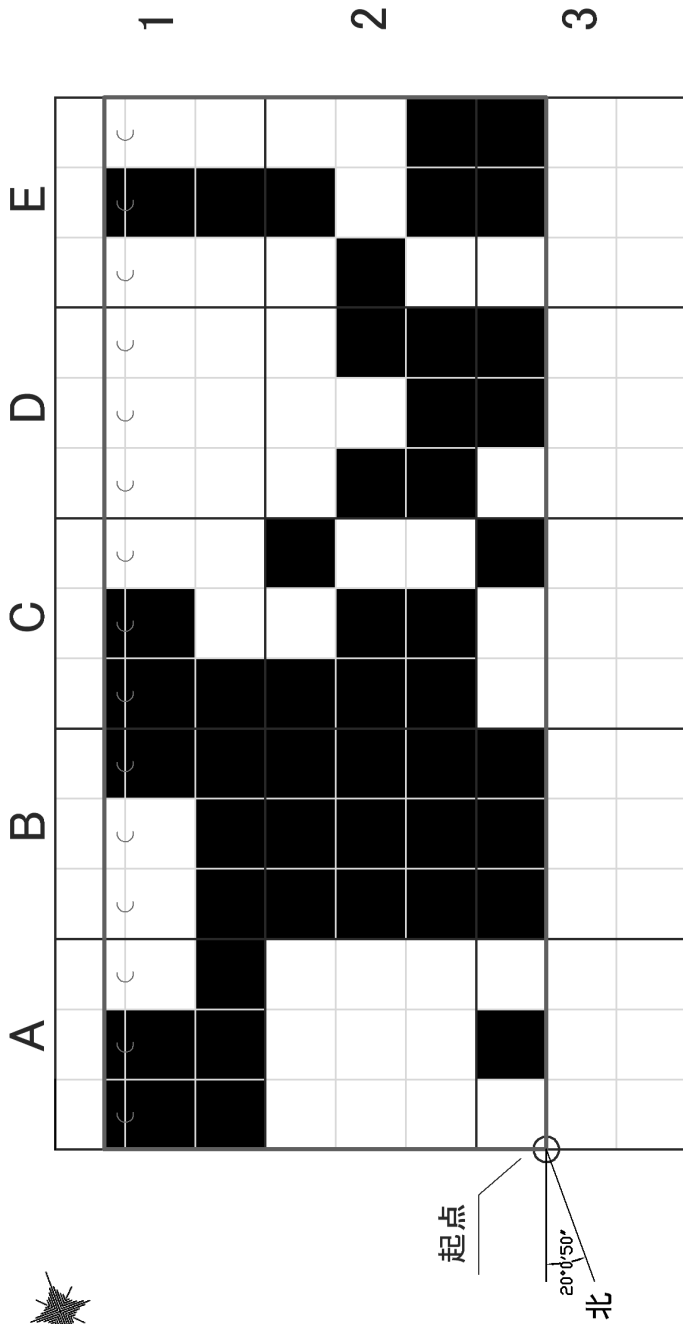
堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域

堺市堺区築港八幡町1番1、1番11及び1番21の各々の一部（次頁図面参照）

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

形質変更所要届出区域



格子の回転角度【20度0分50秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

調査対象範囲

単位区画統合記号

形質変更所要届出区域

【単位格子名】

A	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9

A1-1

堺市告示第346号

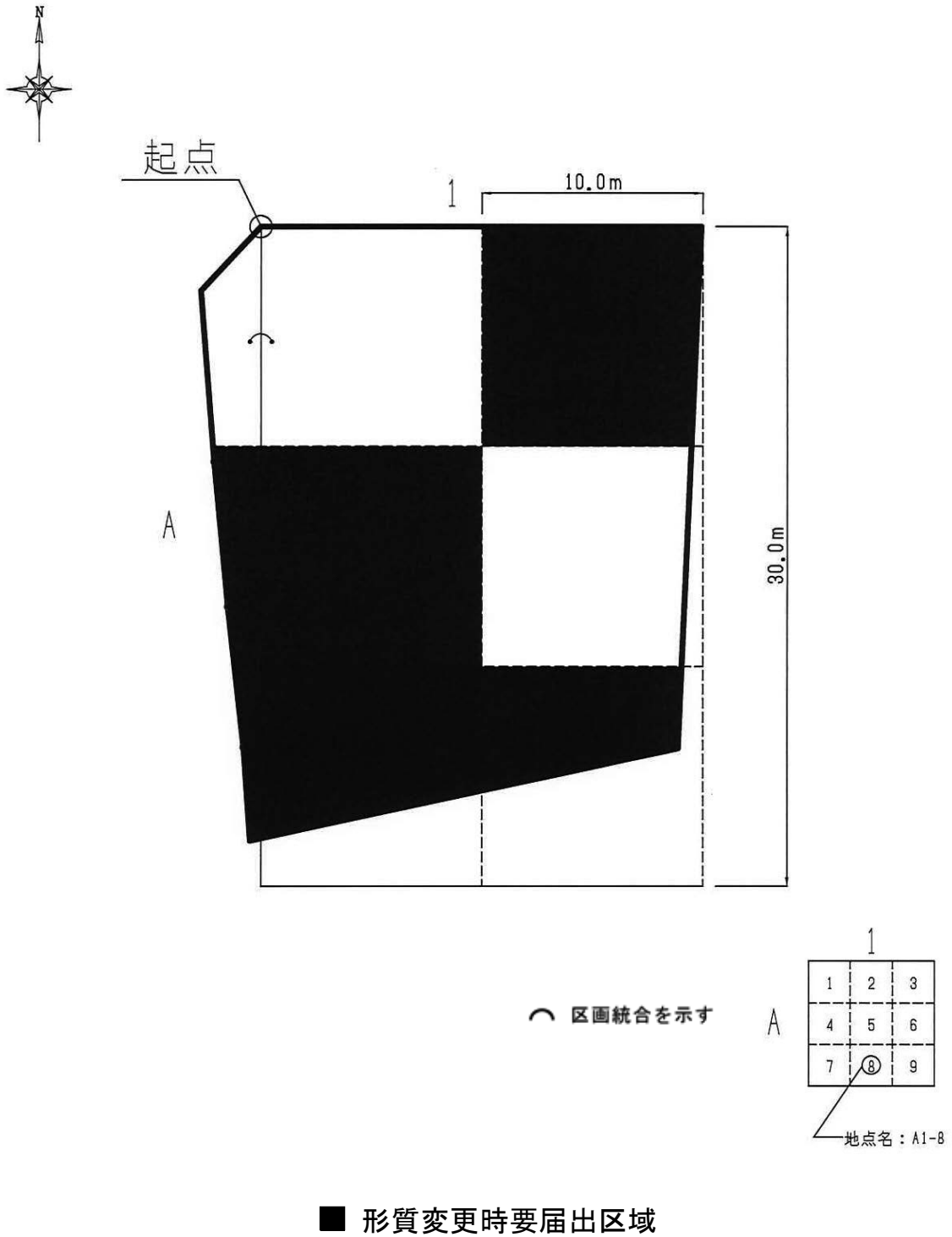
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市中区深井清水町3311番及び3312番の各々の一部（次頁図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

形質変更時要届出区域



堺市告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 ニチイ学館	居宅介護	ニチイケアセンター七道	大阪府堺市堺区七道西町22 グランデージB301	令和元年9月1日
株式会社 ニチイ学館	重度訪問介護	ニチイケアセンター七道	大阪府堺市堺区七道西町22 グランデージB301	令和元年9月1日
株式会社 ニチイ学館	居宅介護	ニチイケアセンター初芝	大阪府堺市東区日置荘西町四丁10番20号 山野ビル1階	令和元年9月1日
株式会社 ニチイ学館	重度訪問介護	ニチイケアセンター初芝	大阪府堺市東区日置荘西町四丁10番20号 山野ビル1階	令和元年9月1日
株式会社 ニチイ学館	居宅介護	ニチイケアセンター梅美木多	大阪府堺市南区桃山台二丁3-4 ツインビル桃山ⅡB102	令和元年9月1日
株式会社 ニチイ学館	重度訪問介護	ニチイケアセンター梅美木多	大阪府堺市南区桃山台二丁3-4 ツインビル桃山ⅡB102	令和元年9月1日
合同会社 寿	就労継続支援（B型）	てとて	大阪府堺市中区深井水池町3080番地 ダイソーユニットD号	令和元年9月1日
一般社団法人 あかるいひ	就労継続支援（B型）	らいく	大阪府堺市中区陶器北1689番地4 北尾ビル2階	令和元年9月1日

特定非営利活動法人 み・らいず	就労移行支援 (一般型)	ジョブステーションOne Step なかもず	大阪府堺市北区中百舌鳥町二丁104 401 ・402号	令和元年9月1日
特定非営利活動法人 ライフ&ケア	共同生活援助	和の樹	大阪府堺市堺区向陵中町一丁4番7号 グレートシャルム102号	令和元年9月1日

堺市告示第348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社 オフィス有間	計画相談支援	ルイ相談支援センター	大阪府堺市堺区一条通1番23号 堺ビル201号室	令和元年9月1日
株式会社 a n d	計画相談支援	あんど相談センター	大阪府堺市中区新家町528番地1 美爽健ビル1	令和元年9月1日

堺市告示第349号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条の2第1項に規定する指定共生型障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定によ

り告示する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 ハートフルサンク	共生型生活介護	ハートフルサンクデイ・ひしき乃湯	大阪府堺市西区菱木一丁2446番1号 ドイビル1F	令和元年9月1日
株式会社 ハートフルサンク	共生型自立訓練（生活訓練）	ハートフルサンクデイ・ひしき乃湯	大阪府堺市西区菱木一丁2446番1号 ドイビル1F	令和元年9月1日
社会福祉法人 コスモス	共生型生活介護	みなみな結いの里	大阪府堺市西区浜寺石津町西五丁11-21	令和元年9月1日
社会福祉法人 コスモス	共生型自立訓練（機能訓練）	みなみな結いの里	大阪府堺市西区浜寺石津町西五丁11-21	令和元年9月1日

堺市告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人 すまいるはうす	就労継続支援（B型）	すまいるはうす	大阪府堺市西区草部1256番地	令和元年7月31日

株式会社 優都	同行援護	ヘルパーステーションソネット	大阪府堺市堺区新町1番20号 リノ堺東3階	令和元年8月31日
明るい 株式会社	就労移行支援(一般型)	らいく	大阪府堺市中区陶器北1689番地4 北尾ビル2階	令和元年8月31日
明るい 株式会社	就労継続支援(B型)	らいく	大阪府堺市中区陶器北1689番地4 北尾ビル2階	令和元年8月31日

堺市告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の2第4項の規定に基づき、次のとおり指定計画相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人 わをん相談援助事務所	計画相談支援	一般社団法人 わをん相談援助事務所	大阪府堺市西区鳳東町四丁387番地1 泉ビル1階	令和元年8月31日

市告示第352号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
松岡 稔明	腎臓内科	じん臓機能障害	医療法人淳康会 堺近森病院	堺市堺区北 清水町2丁 4番1号	令和元年9月 1日
福田 誠	整形外科	肢体不自由	社会医療法人ペ ガサス 馬場記 念病院	堺市西区浜 寺船尾町東 4丁244番 地	令和元年9月 1日
小柳 淳一朗	整形外科	肢体不自由	独立行政法人労 働者健康安全機 構 大阪労災病 院	堺市北区長 曾根町1179 番地3	令和元年9月 1日
神原 直樹	循環器内科	心臓機能障 害	医療法人邦徳会 邦和病院	堺市中区新 家町700番 1	令和元年9月 1日
中村 雄作	脳神経内科	音声言語・ そしゃく機 能障害、肢 体不自由	地方独立行政法 人堺市立病院機 構 堺市立総合 医療センター	堺市西区家 原寺町1丁 1番1号	令和元年9月 1日
三浦 聡子	眼科	視覚障害	地方独立行政法 人堺市立病院機 構 堺市立総合 医療センター	堺市西区家 原寺町1丁 1番1号	令和元年9月 1日

公 告

堺市公告第505号

堺市立のびやか健康館条例（平成30年条例第53号）第23条第2項の規定に基づき、

堺市立のびやか健康館の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 専用利用料（一時利用）

区分		単位		金額
屋内フリーコート	テニスコート	平日	1面1時間	4,180円
			2面1時間	6,780円
			3面1時間	9,380円
			1面につき・2時間以降（30分毎）	1,300円
		土日祝	1面1時間	5,230円
			2面1時間	7,830円
			3面1時間	10,430円
			1面につき・2時間以降（30分毎）	1,300円
	フットサルコート	全日	1面1時間	12,150円
			2面1時間	18,220円
1面につき・2時間以降（1時間毎）			6,070円	
グラウンド	全面	10～17時	1時間	1,530円
		17～19時	1時間	2,160円
	テニスコート利用（1／3面）	10～17時	1時間	510円
		17～19時	1時間	720円
研修室		1部屋	1時間	1,010円
バーベキュー施設		1炉	1時間	510円

2 共用使用料（一時利用）

区分		金額
浴場	大人（中学生以上）	620円
	大人（高齢者・障害者）	510円
	小人（小学生以下）	300円
	小人（障害者）	200円
浴場及びプール	大人（中学生以上）	1,250円
	大人（高齢者・障害者）	1,030円
	小人（小学生以下）	620円
	小人（障害者）	510円
フィットネスルーム、浴場及びプール	大人（16歳以上）	2,300円
	大人（高齢者・障害者）	1,880円

※1 「障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

※2 「高齢者」とは、70歳以上の者をいう。

※3 身体障害者手帳（旅客運賃減額欄に第一種の記載があるもの）、療育手帳（旅客運賃減額欄に第一種の記載があるもの）又は精神障害者保健福祉手帳（障害等級欄に第一級の記載があるもの）の交付を受けている者で介護が必要である場合は、その介護者（1名のみ）の利用料金は、障害者の利用料金と同額とする。

3 共用使用料（月会費）

区分		金額
フィットネスルーム、浴場及びプール 1日開始	フルタイム	8,800円
	デイトタイム	6,600円
	ナイトタイム	6,600円
	ホリデイ	6,600円
	スーパーナイト	4,700円

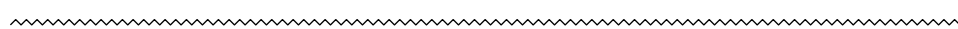
フィットネスルーム、浴場及びプール 16日開始（初月会費）	フルタイム	4,400円
	デイトタイム	3,300円
	ナイトタイム	3,300円
	ホリデイ	3,300円
	スーパーナイト	2,350円
浴場及びプール 1日開始		6,280円
浴場及びプール 16日開始（初月会費）		3,140円

- ※1 「デイトタイム」の利用時間は平日10時から18時まで
- ※2 「ナイトタイム」の利用時間は平日19時から23時まで
- ※3 「ホリデイ」の利用時間は土曜日の10時から21時まで並びに日曜日及び祝日の10時から19時まで
- ※4 「スーパーナイト」の利用時間は平日20時から23時まで

4 駐車場

区分		単位	金額
駐車場	1台・1時間	最初の1時間	400円
		以降1時間毎	100円

- ※1 健康館を有料利用した場合は、最初の3時間無料。以後1時間毎に100円。
- ※2 障害者は、健康館を利用する日の駐車場の利用料金は無料とする。



堺市公告第506号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おおとりウイングス
堺市西区鳳東町七丁733番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

第一紡績株式会社
代表取締役 村田 真人
熊本県荒尾市増永1850番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 第一紡績株式会社
代表者 代表取締役 乾 義和
所在地 熊本県荒尾市増永1850番地

(変更後) 名 称 第一紡績株式会社
代表者 代表取締役 村田 真人
所在地 熊本県荒尾市増永1850番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

- (1) 平成31年4月1日
- (2) 令和元年6月16日

5 届出年月日

令和元年9月5日

~~~~~



堺市公告第507号

堺市立勤労者総合福祉センター条例（平成5年条例第4号）第20条第2項の規定に基づき、堺市立勤労者総合福祉センター（以下「センター」という。）の利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第20条第3項により次のとおり公告する。

令和元年9月20日

堺市長 永藤英機

1 センターの利用料金

基本料金

(単位 円)

| 種別                                        |         | 時間区分  | 午前            | 午後           | 夜間            | 昼間           | 昼夜間           | 全日            | 超過使用<br>1時間 |
|-------------------------------------------|---------|-------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|-------------|
|                                           |         |       | 午前9時から午前12時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後10時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後10時まで | 午前9時から午後10時まで |             |
| サ<br>ン<br>ス<br>ク<br>エ<br>ア<br>ホ<br>ー<br>ル | 平日      | 勤労者   | 18,840        | 28,110       | 23,420        | 46,950       | 51,530        | 70,370        | 7,000       |
|                                           |         | その他の者 | 20,870        | 31,260       | 26,070        | 52,130       | 57,330        | 78,200        | 7,800       |
|                                           | 祝・休日    | 勤労者   | 22,500        | 33,710       | 28,000        | 56,210       | 61,710        | 82,500        | 8,200       |
|                                           |         | その他の者 | 24,950        | 37,480       | 31,160        | 62,430       | 68,640        | 91,660        | 9,100       |
|                                           | リハーサル利用 | 勤労者   | 13,130        | 19,750       | 16,390        | 32,880       | 36,140        | 49,270        | 4,900       |
|                                           |         | その他の者 | 14,560        | 21,890       | 18,230        | 36,450       | 40,120        | 54,680        | 5,400       |
| 控室1                                       | 勤労者     | 1,420 | 2,240         | 1,830        | 3,660         | 4,070        | 5,490         | 500           |             |
|                                           | その他の者   | 1,620 | 2,440         | 2,030        | 4,060         | 4,470        | 6,090         | 600           |             |
| 控室2                                       | 勤労者     | 1,420 | 2,240         | 1,830        | 3,660         | 4,070        | 5,490         | 500           |             |
|                                           | その他の者   | 1,620 | 2,440         | 2,030        | 4,060         | 4,470        | 6,090         | 600           |             |
| リハーサル室                                    | 勤労者     | 3,970 | 5,900         | 4,990        | 9,870         | 10,890       | 14,860        | 1,400         |             |
|                                           | その他の者   | 4,370 | 6,510         | 5,500        | 10,880        | 12,010       | 16,380        | 1,600         |             |

|        |       |       |        |        |        |        |        |        |        |  |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 多目的ホール | ホール利用 | 勤労者   | 20,870 | 31,370 | 26,170 | 52,240 | 57,540 | 78,410 |        |  |
|        |       | その他の者 | 23,220 | 34,830 | 29,020 | 58,050 | 63,850 | 87,070 |        |  |
|        | 体育利用  | 勤労者   | 4,170  | 6,210  | 5,090  | 10,380 | 11,300 | 15,470 |        |  |
|        |       | その他の者 | 4,580  | 6,920  | 5,700  | 11,500 | 12,620 | 17,200 |        |  |
| 料理実習室  |       | 勤労者   | 4,480  | 6,820  | 5,600  | 11,300 | 12,420 | 16,900 |        |  |
|        |       | その他の者 | 4,990  | 7,530  | 6,210  | 12,520 | 13,740 | 18,730 |        |  |
| 工芸実習室  |       | 勤労者   | 4,480  | 6,820  | 5,600  | 11,300 | 12,420 | 16,900 |        |  |
|        |       | その他の者 | 4,990  | 7,530  | 6,210  | 12,520 | 13,740 | 18,730 |        |  |
| 集会室    | 教養文化室 | 合室    | 勤労者    | 3,360  | 5,090  | 4,170  | 8,450  | 9,260  | 12,620 |  |
|        |       | その他の者 | 3,760  | 5,600  | 4,680  | 9,360  | 10,280 | 14,040 |        |  |
|        | 12畳   | 勤労者   | 1,210  | 1,830  | 1,420  | 3,050  | 3,250  | 4,470  |        |  |
|        |       | その他の者 | 1,320  | 2,030  | 1,620  | 3,350  | 3,650  | 4,970  |        |  |
|        | 22畳   | 勤労者   | 2,130  | 3,250  | 2,750  | 5,380  | 6,000  | 8,130  |        |  |
|        |       | その他の者 | 2,440  | 3,560  | 3,050  | 6,000  | 6,610  | 9,050  |        |  |
|        | 研修室 1 |       | 勤労者    | 2,640  | 4,070  | 3,250  | 6,710  | 7,320  | 9,960  |  |
|        |       |       | その他の者  | 2,950  | 4,480  | 3,660  | 7,430  | 8,140  | 11,090 |  |
|        | 研修室 2 |       | 勤労者    | 2,640  | 4,070  | 3,250  | 6,710  | 7,320  | 9,960  |  |
|        |       |       | その他の者  | 2,950  | 4,480  | 3,660  | 7,430  | 8,140  | 11,090 |  |
| 第1会議室  |       | 勤労者   | 5,290  | 7,940  | 6,720  | 13,230 | 14,660 | 19,950 |        |  |
|        |       | その他の者 | 5,900  | 8,860  | 7,430  | 14,760 | 16,290 | 22,190 |        |  |
| 第2会議室  |       | 勤労者   | 2,640  | 4,070  | 3,250  | 6,710  | 7,320  | 9,960  |        |  |
|        |       | その他の者 | 2,950  | 4,480  | 3,660  | 7,430  | 8,140  | 11,090 |        |  |
| 第3会議室  |       | 勤労者   | 1,730  | 2,540  | 2,240  | 4,270  | 4,780  | 6,510  |        |  |
|        |       | その他の者 | 1,930  | 2,850  | 2,440  | 4,780  | 5,290  | 7,220  |        |  |

|              |       |       |       |       |       |        |        |       |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 第4会議室        | 勤労者   | 1,520 | 2,340 | 1,930 | 3,860 | 4,270  | 5,790  |       |
|              | その他の者 | 1,730 | 2,640 | 2,130 | 4,370 | 4,770  | 6,500  |       |
| 第5会議室(ギャラリー) | 勤労者   | 3,460 | 5,090 | 4,480 | 8,550 | 9,570  | 13,030 | 1,300 |
|              | その他の者 | 3,870 | 5,700 | 4,880 | 9,570 | 10,580 | 14,450 | 1,400 |
| プレイルーム       | 勤労者   | 500   | 810   | 710   | 1,310 | 1,520  | 2,020  |       |
|              | その他の者 | 610   | 910   | 810   | 1,520 | 1,720  | 2,330  |       |

備考

- (1) この表において「祝・休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- (2) この表において「勤労者」とは、職業の種類を問わず、事業主に雇用されている者をいい、使用者区分の「勤労者」は、使用者が次のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 労働組合であるとき
  - イ 勤労者である個人又は勤労者を代表者とする任意団体であり、かつ、入場者の半数以上が勤労者であるとき
- (3) 市外居住者(堺市内に勤務場所を有する者を除く。)又は市外の団体、事業所等(その所在地が堺市域外にあるものをいう。)が使用するとき、利用区分に係る基本料金(以下単に「基本料金」という。)の5割を加算する。
- (4) 使用者が商品の展示又は販売その他営利を目的とする行為を行うときは、基本料金の5割を加算する。
- (5) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本料金の5割を加算する。ただし、入場料その他これに類するものの金額が1,000円未満のときを除く。
- (6) 冷暖房の実施期間中に使用するとき、基本料金の4割を加算する。  
(基本実施期間 冷房:6月1日~9月20日 暖房:12月1日~翌年の3月20日)
- (7) 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。

2 附属設備及びその他の器具備品の利用料金

(単位 円)

| 種別   | 区分 | 器具名等         | 数量 | 料金     | 備考    |
|------|----|--------------|----|--------|-------|
| 舞台設備 |    | ピアノ(スタインウェイ) | 1台 | 10,180 | 調律料は別 |
|      |    | ピアノ(ヤマハ)     | 1台 | 3,050  | 調律料は別 |

|      |              |    |       |        |
|------|--------------|----|-------|--------|
|      | 電子ピアノ(ヤマハ)   | 1台 | 2,030 |        |
|      | エレクトーン(ヤマハ)  | 1台 | 1,520 |        |
|      | 演台           | 1台 | 500   |        |
|      | 司会者用演台       | 1台 | 500   |        |
|      | 花台           | 1台 | 300   |        |
|      | 平台           | 1式 | 2,030 |        |
|      | 譜面台          | 1台 | 100   |        |
|      | 指揮台          | 1台 | 300   |        |
|      | 金びょうぶ        | 1双 | 2,030 |        |
| 音響設備 | CDラジカセ       | 1台 | 500   |        |
|      | ワイヤレスマイク     | 1式 | 2,030 |        |
|      | テープレコーダー     | 1台 | 2,030 |        |
|      | CDデッキ        | 1台 | 2,030 |        |
|      | DATデッキ       | 1台 | 2,030 |        |
|      | 録音再生セット      | 1式 | 2,030 |        |
|      | はね返りスピーカー    | 1式 | 1,010 |        |
| 照明設備 | サスペンションライト   | 1列 | 1,010 |        |
|      | シーリングライト     | 1列 | 2,030 |        |
|      | センタピンスポットライト | 1台 | 2,030 |        |
| 映写設備 | OHP          | 1台 | 500   | 台付     |
|      | OHC          | 1台 | 500   | 台付     |
|      | OHP用スクリーン    | 1台 | 500   |        |
|      | 移動式スクリーン     | 1台 | 1,010 |        |
|      | スライドプロジェクター  | 1台 | 1,520 | スクリーン付 |
|      | ビデオ          | 1式 | 2,030 | テレビ付   |

|        |            |    |       |        |
|--------|------------|----|-------|--------|
|        | ビデオプロジェクター | 1台 | 2,030 |        |
|        | 液晶プロジェクター  | 1台 | 2,030 |        |
| その他の設備 | 電気窯(酸化焼成用) | 1台 | 200   | 1時間当たり |

備考 この表の利用料金は、午前、午後及び夜間の利用区分をもって、それぞれ1回とする。ただし、表中の備考欄に定めがあるものを除く。



堺市公告第508号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年9月20日

堺市長 永藤英機

令和元年度 第6号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和元年9月5日

堺 市

1. 利用権設定名簿明細

| 利用権の設定を受ける者(借手) |       | 利用権を設定する農地 |       |          |                     | 利用権を設定する者(貸し手)                   |      |                           |        |           | 設定する利用権   |       |          |  |  |
|-----------------|-------|------------|-------|----------|---------------------|----------------------------------|------|---------------------------|--------|-----------|-----------|-------|----------|--|--|
| 住所              | 氏名    | 所在         | 地番    | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                               | 氏名   | 利用権の種類<br>及び適用される<br>条項事項 | 内容     | 始期        | 終期        | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |  |  |
| 堺市東区高松5番地       | 阪口 茂樹 | 東区太六       | 332-3 | 田        | 1,408               | 堺市東区北野田610番地28号<br>大発マンションA棟110号 | 安野 洋 | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和元年10月1日 | 令和4年9月30日 | -     | -        |  |  |

**使用貸借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



## 堺市公告第509号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市立三宝小学校外43校で使用する電力の供給  
予定使用電力量 6,986,400kwh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
教育委員会事務局学校管理部施設課
- 3 落札者を決定した日  
令和元年7月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
関西電力株式会社  
代表取締役 岩根 茂樹  
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額  
¥8,972,350－（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年6月5日

~~~~~

堺市公告第510号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
堺市立八田荘小学校外46校で使用する電力の供給
予定使用電力量 6,356,400kwh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
教育委員会事務局学校管理部施設課
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
関西電力株式会社
代表取締役 岩根 茂樹
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額
¥8,280,307-（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年6月5日

~~~~~

堺市公告第511号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年9月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市立東三国丘小学校外45校園で使用する電力の供給  
予定使用電力量 6,587,300kwh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
教育委員会事務局学校管理部施設課
- 3 落札者を決定した日  
令和元年7月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
関西電力株式会社  
代表取締役 岩根 茂樹  
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額  
¥8,505,260-（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年6月5日

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第153号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年9月20日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1392号  
指 定 年 月 日 令和元年9月3日  
事業者の名称 春日 誠志  
事業者の住所 泉南市信達市場1128番地リブ泉南505  
事業所の名称 SK設備  
事業所の所在地 泉佐野市鶴原820-1

指 定 番 号 第1393号  
指 定 年 月 日 令和元年9月3日  
事業者の名称 株式会社内田住宅設備  
事業者の住所 和泉市小田町633番地の4  
代表者の職氏名 代表取締役 内田 重之  
事業所の名称 株式会社内田住宅設備  
事業所の所在地 和泉市小田町633番地の4

~~~~~

堺市上下水道局公告第154号

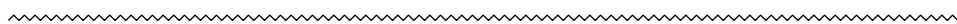
堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年9月20日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第174号
 廃 止 年 月 日 令和元年9月3日
 事業者の名称 染川 明水
 事業者の住所 和泉市池上町4丁目7-5
 事業所の名称 染川設備工事
 事業所の所在地 和泉市池上町4丁目7-5

指 定 番 号 第706号
 廃 止 年 月 日 令和元年9月3日
 事業者の名称 染川 明信
 事業者の住所 堺市西区浜寺南町2丁127-14
 事業所の名称 カランテック
 事業所の所在地 堺市西区浜寺南町2丁127-14



堺市上下水道局公告第155号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備工事事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年9月20日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1688号
指 定 年 月 日 令和元年9月3日
事 業 者 の 名 称 春日 誠志
事 業 者 の 住 所 泉南市信達市場1128番地リブ泉南505
営 業 所 の 名 称 S K設備
営 業 所 の 所 在 地 泉佐野市鶴原820-1

指 定 番 号 第1689号
指 定 年 月 日 令和元年9月3日
事 業 者 の 名 称 株式会社内田住宅設備
事 業 者 の 住 所 和泉市小田町633番地の4
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 内田 重之
営 業 所 の 名 称 株式会社内田住宅設備
営 業 所 の 所 在 地 和泉市小田町633番地の4

指 定 番 号 第1690号
指 定 年 月 日 令和元年9月3日
事 業 者 の 名 称 桜屋敷 勝次
事 業 者 の 住 所 松原市立部1丁目192番地の17
営 業 所 の 名 称 桜設備
営 業 所 の 所 在 地 大阪市平野区平野南3丁目4番10号

教育委員会規則

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月20日

堺市教育委員会

教育長 中 谷 省 三

堺市教育委員会規則第16号

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則の一部を

改正する規則

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則（昭和40年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則

「第3章 幼稚園の保育料（第7条—第9条）

目次中 第4章 授業料等及び保育料の減免等（第10条—第17条） を

第5章 補則（第18条・第19条） 」

「第3章 授業料等の減免等及び保育料の還付（第7条—第13条）
第4章 補則（第14条・第15条） 」 に改める。

第1条中「並びに堺市立幼稚園の保育料の徴収、減額及び免除等」を「の徴収、減額及び免除等並びに堺市立幼稚園の保育料の還付」に改める。

第3条第1項中「定める日」の次に「(その日が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日)」を加える。

第4条第2項中「第8条第1項において同じ。」を削る。

第5条第1項中「押して」を「押印して」に改め、同条第2項中「納付書・払込書（堺市会計規則様式第5号）」を「現金出納員（受託者）払込書（堺市会計規則様式第19号）」に改め、同条第4項中「押して」を「押印して」に改め、同条第5項中「・保育料」を削る。

第6条第1号中「第11条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第3章を削る。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 授業料等の減免等及び保育料の還付

第4章中第10条を第7条とし、第11条を第8条とする。

第12条中「様式第9号」を「様式第7号」に改め、同条を第9条とする。

第13条第2項中「様式第10号」を「様式第8号」に改め、同条を第10条とする。

第14条中「様式第11号」を「様式第9号」に改め、同条を第11条とする。

第15条第2項から第4項までを次のように改め、同条を第12条とする。

- 2 校長は、授業料の免除を受けている生徒が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育長に報告しなければならない。
- 3 教育長は、授業料の免除を取り消したときは、授業料免除取消通知書（様式第10号）により校長を経て生徒に通知する。
- 4 第1項各号のいずれかに該当し、授業料の免除を取り消された生徒は、所定の授業料を納付しなければならない。

第16条を削る。

第17条第1項第2号を次のように改める。

(2) 授業料等又は保育料の過納又は誤納があったとき。 過納又は誤納された授業料等
又は保育料の額

第17条第2項中「様式第18号」を「様式第11号」に、「様式第19号」を「様式第12号」
に改め、同条を第13条とする。

第4章を第3章とする。

第5章中第18条を第14条とし、第19条を第15条とし、同章を第4章とする。

様式第2号及び様式第3号の規定中「(第5条、第8条関係)」を「(第5条関係)」に改
め、様式第6号中「(第5条、第8条関係)」を「(第5条関係)」に改め、「・保育料」を
削る。

様式第7号及び様式第8号を削る。

様式第9号中「(第12条関係)」を「(第9条関係)」に、

「申請者 現住所 電話 — を
氏名 印 」

「申請者 現住所 連絡先 に、
氏名 印 」

「堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則第12条」を「堺市立
学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則第9条」に改め、同様
式を様式第7号とする。

様式第10号中「(第13条関係)」を「(第10条関係)」に、「堺市立学校授業料等及び幼稚
園保育料の徴収、減免等に関する規則第15条第1項各号」を「堺市立学校授業料等の徴収、
減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則第12条第1項各号」に改め、同様式を様式第
8号とする。

様式第11号中「(第14条関係)」を「(第11条関係)」に、

「届出者 住所 「届出者 住所
氏名 印 氏名 印
(保護者) 住所 を(保護者) 住所 に、
氏名 印 氏名 印
」 連絡先 」

「堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則第14条」を「堺市立
学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則第11条」に改め、同様
式を様式第9号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

様式第12号から様式第17号までを削る。

様式第18号中「(第17条関係)」を「(第13条関係)」に、

「届出者 住所 「届出者 住所

氏名 印 氏名 印
 (保護者) 住所 を (保護者) 住所 に、
 氏名 印 氏名 印
 」 連絡先 」

「堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則第17条第2項」を「堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則第13条第2項」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第19号中「(第17条関係)」を「(第13条関係)」に、

「届出者 住所 「届出者 住所
 (保護者) 氏名 印 を (保護者) 氏名 印 に、
 」 連絡先 」

「堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則第17条第2項」を「堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則第13条第2項」に改め、同様式を様式第12号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
 (幼稚園の保育料に係る経過措置)
- 2 令和元年9月以前の月分の保育料(同年10月1日以降に徴収すべき事由が生じたものを含む。)については、この規則による改正後の堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 (様式に関する経過措置)
- 3 この規則の施行の際、改正前の堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、新規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。
 (堺市立幼稚園園則の一部改正)
- 4 堺市立幼稚園園則(昭和31年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
 第15条第2項中「堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則」を「堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則」に、「第18条」を「第14条」に改める。
 第18条の見出し中「の額及び徴収方法」を削り、同条中「及び徴収方法」を「その他の事項」に、「堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則」を「堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則」に改める。

(堺市立高等学校学則の一部改正)

- 5 堺市立高等学校学則(昭和33年教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第26条中「堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則」を「堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則」に改める。

第27条第1項中「堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料の徴収、減免等に関する規則第18条」を「堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則第14条」に改める。

様式第10号(第12条関係)

授業料免除取消通知書

年 月 日

住 所

氏 名 様

堺市教育委員会教育長 印

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則第12条に基づき、下記のとおり授業料の免除を取り消しましたので通知します。

記

学校名	堺市立 高等学校
免除取消期間	授業料 年度 月分から 月分まで
免除取消理由	